

最高裁秘書第2841号

令和3年9月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年8月25日付け（同月26日受付、第030468号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和31年7月9日付け最高裁判所家庭甲第104号家庭局長通知「家事事件手続費用の負担について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

家事事件手続費用の負担について

昭和31年7月9日家庭甲第104号家庭裁判所  
長あて家庭局長通知

標記について、神戸家庭裁判所長から別紙一の照会があつたので、別紙二のとおり回答しましたから、執務の参考のために送付します。  
なお、貴庁管内各支部にも右の趣旨をお知らせ下さい。

別紙一

神家裁訟発第六二号  
昭和三十一年三月三十日

神戸家庭裁判所長 村松健三九

最高裁判所事務総局家庭局長 宇田川潤四郎 殿  
家事事件手続費用の負担について

左に掲げる費用のうち(一)については非訟事件手続法第二十六条の準用により事件の申立人の負担(二)及び(三)は国庫の負担となると解されますが此の点につき貴局の御見解を承知したく照会いたします。

記

- (一) 調停をしない場合又は調停不成立の場合等の当事者への通知費用 (家事審判規則第一四一条)
- (二) 訴取下とみなされるときの受訴裁判所への通知費用 (同第一四二条ノ二)
- (三) 戸籍事務管掌者への通知費用 (同第一四三条、第二八条、第四四条等)

別紙二

最高裁判所家庭甲第一〇一号 (訟ろー七)  
昭和三十一年七月九日

最高裁判所事務総局家庭局長 宇田川潤四郎

神戸家庭裁判所長 村松健三九 殿  
家事事件手続費用の負担について

(昭和三十一年三月三十日付訟第六二号による照会に対する回答)

標記については、いずれも国庫から支弁すべきものと思料します。